

発達支援「くるみ」単独通所のご利用案内

利用日時

月曜～金曜の 10 時～14 時

利用対象者

児童発達支援を受けるための通所受給者証をお持ちの 3～5 歳児

利用料

療育・給食の各サービスに対して費用の負担があります（減免制度もあります）。

利用手続き

児童発達支援センター通所部門 06-6676-7890 までお問い合わせください。

